

高 学 内 発 第 3 8 号

平成26年5月1日

保護者の皆様

大阪府立八尾支援学校東校

准 校 長    浅 浦    明 雄

特別警報・暴風警報発令時における臨時休業等について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと存じます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、昨年8月30日より新たに特別警報の運用が始まりました。それに伴い特別警報または暴風警報の発令中は、学校は下記のと通りの対応となりますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時現在、大阪府 東部大阪に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合、学校は一斉に臨時休業（休み）になります。

- ① 特別警報は大雨・地震等全部で9種類ありますが、午前7時現在どの特別警報が発令されていても臨時休業になります。
- ② 台風が近づいている時、雨や風がとても強い時は、必ず午前7時のニュースに注意してください。
- ③ 午前7時現在、特別警報・暴風警報が発令されて臨時休業になった場合、連絡はしません。
- ④ 午前7時現在、発令されていた特別警報・暴風警報が、その後、解除されても学校は休みです。
- ⑤ 午前7時現在、大雨警報の発令では、原則として臨時休業になりません。
- ⑥ 臨時休業以外の状況でも大雨など安全な登下校に問題があると保護者が判断された場合は、無理をさせないようにしてください。